

●補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金額の算定方法（経営改善支援事業）

1 事業内容		2 補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	3 補助基準額	4 補助率	5 補助金の算定 方法
（２）経営改善支援事業					
	ア 経営改善の支援	・ 専門家との委託契約に係る委託料（報酬や報償費として支払う場合は、報酬、報償費を含む。） ・ 臨時職員雇用に係る人件費	40万円	10分の10	実支出額と３に定める補助基準額を比較して少ない方の額
	イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	登録ヘルパー等を常勤職員として雇用する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む。）の差額	常勤化する登録ヘルパー等１人につき １月当たり10万円（３か月まで）	10分の10	